全国脊髄損傷者連合会　北海道東北ブロック会　会則

第一章　総　　則

（名称）

第１条　この会は、全国脊髄損傷者連合会北海道東北ブロック会（以下「北海道東北ブロック会」という）と称す。

（目的と活動）

第２条　北海道東北ブロック会は（公社）全国脊髄損傷者連合会（以下「本部」という）の地方組織としての機能を果たし本部定款に準拠し、共通する地域福祉の向上に寄与する為、次の事項を協議し、目的達成の為、活動を行なう。

(1)　本部から付託された事項の処理

(2)　本部から提案された議案等についての意見調整

(3)　ブロック内支部からの提案事項についての意見交換及び協力

(4)　ブロック支部間のスポーツ・文化交流の実施

（事務所の所在地）

第３条　北海道東北ブロック会の事務所は、ブロック長が在籍する支部内に置く

第二章　構成団体及び委員

（構成団体）

第４条　北海道東北ブロック会の構成団体は、本部に加盟している北海道及び東北６県支部（以下「支部」という）をもって構成する。

（構成団体の負担）

第５条　構成団体は、北海道東北ブロック会議を担当支部が現地開催する時には、本会義費用に充てる負担金を負担する。

負担金の金額は別途に定める。

（委員）

第６条　北海道東北ブロック会の委員は、支部の支部長を持って構成する。但し、各支部の事情により支部選出した支部長代行者でもよい。

第三章　役員

（役員の定数）

第７条　北海道東北ブロック会に次の役員を置く。

(1)　ブロック長　　１名　　(2)　副ブロック長　１名

（役員の選出）

第８条

(1)　ブロック長の選出は、代表者会議での自薦及び各支部からの推薦された方の中から選挙によって決定しブロック会議に推薦者として提案する。選挙権は委員である支部代表者の１票とし、最も多い票を獲得した会員を選ぶ。同数の獲得票の会員が複数出たときは決選投票を行う。副ブロック長はブロック長が指名しブロック会議で承認する。

(2)　ブロック長は本部理事を兼任することが出来る。

（役員の職務）

第９条　ブロック長及び副ブロック長は、次の職務を行なう。

(1) ブロック長はブロック会を代表し、本部定款に基づいてブロック内事業・運営を統括する。

(2)　副ブロック長は、ブロック長に事故あるときその職務を代行する。

（役員の任期）

第１０条　役員の任期は下記の通りとし、ブロック長は、2年経過後の本部総会終結の時までとする。

(1)　ブロック長　２年　　(2)　副ブロック長　<u>２年</u>

第四章　　会議

（代表者会議及びブロック会議）

第１１条　本会は上記第２条を達成する為に、代表者会議及びブロック会議を開催する。

第１項　代表者会議はブロック長が召集、以下の事項について協議し、終了後決定事項を確認すると共に、速やかに各支部に文書で報告する。

1. ブロック会議に上程する事項の協議。
2. ブロック会議へ上程するブロック長としての推薦者の選出
3. ブロック会議経費やブロック長活動経費の各県支部負担金について。
4. ブロック内、支部事業や活動を円滑に推進する為の意見調整等
5. ブロック長が構成委員の 2/3 から請求があった時、又は協議が必要と判断した時。

第２項　ブロック会議は、原則定例として年１回各支部持ち回りで、ブロック長が召集し開催し、終了後、速やかに決定事項及び議事録を各支部に文書で報告する。ブロック会議は事情により電磁式開催も出来る。

1. 参加支部の 4 支部以上から会議に付議すべき事項を示して、ブロック長に請求された場合は出来る限り速やかに会議を召集しなければならない。
2. ブロック会議は、参加委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、決議することが出来ない。但し委任状（電磁式含む）提出も出席とみなす。
3. ブロック会議の採決は、構成委員の過半数を持って可決し、賛否同数の時は議長が決する。
4. ブロック会議の議長は、開催担当支部から、副議長は次期開催支部（案）から選出する。
5. ブロック会議はブロック長・副ブロック長と話し合いの上、企画から会議終了・会計事務終了迄担当支部が行う。

第五章　　会計

（経費）

第１２条　ブロック会の経費は、各支部の負担金と参加会員からの会費及び寄付金で賄う。

（負担金）

第１３条　ブロック会議の負担金は各支部　2 万円、ブロック長活動費の負担金は各県支部 5 千円とする。但しブロック長が本部理事の時はブロック長活動負担金はなしとする。

2. 各支部が全国大会等ブロックを代表して行う事業についての支部協力金の拠出について代表者会議等で審議しその都度決定する事とする。

（管理）

第１４条　ブロック会議の会計管理は、会議担当支部が管理する。

（決算）

第１５条　ブロック会議開催担当支部は、ブロック会議の会計決算について、会議終了後 2 ヶ月以内ブロック長の確認・承認後各支部に報告する。

第六章　　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）

第１６条　ブロック会に顧問と相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問と相談役は、ブロック会の同意を得て、ブロック長が委嘱する。
3. 顧問と相談役は、ブロック長の諮問に応じるほか、ブロック会議に於いて助言を与えることができる。

第七章　　規約の変更

（規約の変更）

第１７条　この規約はブロック会議に於いて委員の 3 分の 2 以上の賛成で、改正又は廃止することが出来る。

附　　則

1・この規約は、平成元年 4 月　1 日から施行する。

1・この規約は、令和 3 年 9 月 11 日に改訂し、施行する。

1・この規約は、令和 4 年 9 月 10 日に改訂し、施行する。